



(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 7 年 10 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者

郵便番号 419-0103

住 所 静岡県田方郡函南町軽井沢字荻久保226番地1

氏 名 株式会社 しょうじ建設

代表取締役 鈴木 正紀

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 055-974-3154



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を除く
別紙1のとおり

事務所及び
事業場(駐車場)の所在地

事務所 静岡県田方郡函南町軽井沢字荻久保226番地1
電話番号 055-974-3154

事業場 静岡県田方郡函南町軽井沢字荻久保226番地1
(駐車場) 電話番号 055-974-3154

事業の用に供する施設の種類及び数量

車両
脱着式コンテナ専用車12台、トラクタ6台、ダンプ6台、キャブオーバー1台、ダンプセミトレーラー6台、コンテンフルトレーラー5台
容器
鉄製コンテナ150個、フレキシブルコンテナ200袋、耐水性プラスチック袋50枚、密閉式コンテナ10個、蓋付オープンドラム缶2個
蛍光灯専用 プラダンコンテナ2箱

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

更新許可申請を受付しました。この控えは大切に保管してください。
なお、現許可の有効期間の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。
(根拠条文：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条第8項、第14条の4第3項、第14条の4第8項)

※ 事 務 処 理 欄

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課
(日本工業規格 A列4番)